

世界に平和を・戦争の基地はいらない

羽村平和委員会発・横田基地ミニ情報 2010.4.5 No. 71 連絡先 FAX 042-555-1911



沖縄県民と連帯し、普天間基地の即時・無条件撤去を求める 日比谷野外音楽堂での4・14中央集会を成功させよう

鳩山内閣は、普天間基地の「移設先を5月末までに決定する」としており、沖縄を含め移設先探しをしています。しかし、名護市長選挙、県議会決議などに示されたように県内移設反対の沖縄県民の意思は明確です。

沖縄県民と連帯し、普天間基地の即時閉鎖・無条件撤去と辺野古新基地建設中止を政府に迫り、政府がこの立場での対米交渉をすることを求める中央集会が日比谷野外音楽堂で4月14日(水)6時30分より開催されます。



写真：辺野古テント座り込み(2010.3.24)



上写真：第3回・座り込み (2010.4.2)

集会スローガン

普天間基地をすぐに閉鎖し、無条件で撤去せよ

辺野古新基地建設計画反対、

「基地のたらい回し」をやめよ

政府は、普天間基地の無条件撤去を求める対米交渉を行え
アメリカの世界戦略のための在日米軍再編強化反対



上写真：「3.28 道民大集会」(2010.3.28)

名護市辺野古のテントでは、基地建設反対の座り込みが毎日続けられ、4月5日には2,177日になります。

鳩山内閣の移転先探しで、名護市にあるキャンプシュワブ内の陸上案が浮上していることから、地元では毎週金曜日の座り込みもはじめました。

いま、全国各地で沖縄連帯集会が開かれています。

3月28日、足元には雪が積もり雪が降る中で開かれた北海道集会には6,000人が参加しました。そこで、名護市平和委員会の大西照雄さんが、沖縄報告をしています。

(以上3枚の写真は、大西照雄氏提供です。)

横田基地もいらない！市民交流の集い開催

3月20日、福生市民会館小ホールで、「横田基地もいらない！市民交流の集い」が開催されました。埼玉県や新宿、品川などからの参加もあり、260の座席は満席でした。

第一部では3人のパネリストから、「砂川裁判『米軍駐留は違憲』の伊達判決を生かそう」、「ミサイル防衛の拠点になる横田基地は、周辺国に脅威を与える」、「横田基地の撤去を求める座り込みなどの取組み」の発言がありました。



集いの第二部では、「横田基地に対する労働団体の取組」「ロープ張り事件の少年達の逮捕問題」「横田問題の学習集会や冊子発行活動など」「横田基地騒音に対する訴訟後の新たな取り組み」などが報告されました。

第一部、第二部も会場から質問や、経験報告、問題提起などが行われ、市民交流らしい集会でした。



砂川事件の伊達判決（東京地裁1959年3月30日）は素晴らしい

【砂川事件】

1957年7月8日、東京調達局が東京都砂川町（現・立川市）にある米軍立川基地拡張のため測量を始めた際、拡張に反対するデモ隊の一部が立ち入り禁止の柵を壊して基地内に立ち入ったとして、刑事特別法違反の罪でデモ隊のうち7人が起訴された事件です。

東京地裁（伊達秋雄裁判長）は1959年3月30日、駐留米軍を憲法9条違反の「戦力の保持」に当たるとして無罪判決を言い渡しました。

【伊達判決】

「わが国に駐留する米軍は、戦略上必要と判断した際にも日本区域外に出動し得るものであって、その際、日本国内の施設、区域は、その軍事行動のために使用され、わが国が自国と直接関係のない武力紛争の渦中に巻き込まれ、その惨禍が及ぶ恐れは絶無ではなく、かかる軍隊の駐留を許容する日本政府の行為は『政府の行為によって再び戦争の惨禍が起きないようにすることを決意』した日本国憲法の精神に反する」

「このような米軍の駐留は、わが国の要請と、施設区域の提供、費用の分担その他の協力があつてはじめて可能となるものである。米軍の駐留を許容していることは、憲法9条2項で禁止している陸海空軍その他の戦力の保持に該当する。わが国に駐留する米軍は憲法上その存在を許すべからざるものといわざるをえない」

以上のように、「日本政府がアメリカ軍の駐留を許容したのは」「日本国憲法第9条2項前段によって禁止される戦力の保持にあたり、違憲である。したがって、刑事特別法の罰則は日本国憲法第31条に違反する不合理なものである」と判定し、全員無罪の判決を下しました。

【検察側は最高裁に跳躍上告 最高裁判所は原判決を破棄し地裁に差し戻す】

最高裁判所（大法廷、裁判長・田中耕太郎長官）は、同年12月16日、「憲法第9条は日本が主権国として持つ固有の自衛権を否定しておらず、同条が禁止する戦力とは日本国が指揮・管理できる戦力のことであるから、外国の軍隊は戦力にあたらぬ。したがって、アメリカ軍の駐留は憲法及び前文の趣旨に反しない。他方で、日米安全保障条約のように高度な政治性をもつ条約については、一見してきわめて明白に違憲無効と認められない限り、その内容について違憲かどうかの法的判断を下すことはできない」として原判決を破棄し地裁に差し戻しました。

【1963年12月7日、最終判決で被告人の有罪（罰金2000円）が確定】

【「米軍駐留違憲判決」破棄へ米政府が圧力をかけていた】

「米軍駐留は憲法違反」との伊達判決に衝撃を受けたマッカーサー駐日米大使（当時）が、同判決の破棄を狙って藤山愛一郎外相に最高裁への「跳躍上告」を促す外交圧力をかけたり、最高裁長官と密談するなど露骨な介入を行っていたことが2008年4月、機密指定を解除された米公文書から分かりました。公文書は国際問題研究者の新原昭治氏が米国立公文書館で発見しました。